

参 考

令和5年度 利用者負担額（国の基準）

階層区分			利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間
多 子 カ ウ ン ト 年 齢 制 限 な し 〃 有 り （ 小 学 校 就 学 前 ）	第1階層	生活保護世帯	0円	0円
	第2階層	市町村民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0円
			上記以外の世帯	0円
	第3階層	所得割課税額 48,600円未満	ひとり親等世帯	9,000円
			上記以外の世帯	19,500円
	第4階層	所得割課税額 77,101円未満	ひとり親等世帯	9,000円
		所得割課税額 97,000円未満	上記以外の世帯	30,000円
	第5階層	所得割課税額169,000円未満	44,500円	43,900円
	第6階層	所得割額課税301,000円未満	61,000円	60,100円
	第7階層	所得割額課税397,000円未満	80,000円	78,800円
	第8階層	所得割課税額397,000円以上	104,000円	102,400円

○年収約360万円未満相当の世帯（所得割課税額57,700円未満）の場合、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料を半額、第3子以降を無料とする。

ただし、市町村民税非課税世帯については、第2子以降無料とする。

○年収360万円未満相当（所得割課税額77,101円未満）のひとり親等世帯の場合は、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降を無料とする。

保育料は期限内に必ず納めましょう！

保育園の運営をはじめ、子育て支援に係る事業は、利用者が納付する保育料や使用料、町民の皆様が納付される税金等でまかなわれています。

よりよい保育所運営のため、保育料は滞納することのないよう期限内に納付してください。

なお、納期限は毎月月末となっております。（詳しくは町ホームページをご覧ください。）

口座振替が便利です！

保育料など毎月の納付については、現金での納付も可能ですが、便利な口座振替をおすすめしています。

申し込み手続きは、役場窓口または健康管理センター窓口にお問い合わせください。